

議案第 9 号

倉敷市教育委員会行政組織規則の改正について

倉敷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 2 8 日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

倉敷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

倉敷市教育委員会行政組織規則（昭和 5 1 年倉敷市教育委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の表中

		教育企画総務課	総務係、経理係
--	--	---------	---------

を

		教育企画総務課	総務係、経理係
		学校適正配置推進室	

に改める。

第 1 0 条中第 9 号から第 1 1 号までを削り、第 1 2 号を第 9 号とし、第 1 3 号から第 2 3 号までを 3 号ずつ繰り上げる。

第 1 0 条の 3 を第 1 0 条の 4 とし、第 1 0 条の 2 を第 1 0 条の 3 とし、第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（学校適正配置推進室の事務分掌）

第 1 0 条の 2 学校適正配置推進室の事務分掌は、次のとおりとする。

- （1） 幼稚園、小学校及び中学校の適正配置に関すること。
- （2） 高等学校の再編整備に関すること。
- （3） 学校園の施設の跡地利用に係る総合調整に関すること。

第 1 8 条の表中

倉敷中央学校給食共同調理場	庄学校給食共同調理場
	真備学校給食共同調理場

を

倉敷中央学校給食共同調理場	倉敷学校給食共同調理場
---------------	-------------

	庄学校給食共同調理場	に改める。
	真備学校給食共同調理場	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第18条の表の改正規定は、令和6年7月1日から施行する。

提案理由

行政組織改正に伴い規定を整備するため、規則を改正するものである。

倉敷市教育委員会行政組織規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第14号）新旧対照表

新				旧			
(事務局の組織)				(事務局の組織)			
第6条 事務局に次の部、室、課及び係を置く。				第6条 事務局に次の部、室、課及び係を置く。			
部	室	課・室	係	部	室	課・室	係
	人権教育推進室				人権教育推進室		
		教育企画総務課	総務係、経理係			教育企画総務課	総務係、経理係
		<u>学校適正配置推進室</u>					
		教育ICT推進課				教育ICT推進課	
		教育施設課				教育施設課	
(教育企画総務課の事務分掌)				(教育企画総務課の事務分掌)			
第10条 教育企画総務課の事務分掌は、次のとおりとする。				第10条 教育企画総務課の事務分掌は、次のとおりとする。			
(1) 教育行政全般の企画調整に関すること。				(1) 教育行政全般の企画調整に関すること。			
(2) 教育委員会の会議及び秘書に関すること。				(2) 教育委員会の会議及び秘書に関すること。			
(3) 陳情、請願及び広報に関すること。				(3) 陳情、請願及び広報に関すること。			
(4) 教育委員会規則、規程等に関すること。				(4) 教育委員会規則、規程等に関すること。			
(5) 公告式に関すること。				(5) 公告式に関すること。			
(6) 審査請求に関すること。				(6) 審査請求に関すること。			
(7) 公印の管理に関すること。				(7) 公印の管理に関すること。			
(8) 儀式及び教育委員会表彰に関すること。				(8) 儀式及び教育委員会表彰に関すること。			
				<u>(9) 学校の施設の跡地利用に係る総合調整に関すること。</u>			
				<u>(10) 幼稚園、小学校及び中学校の適正配置に関すること。</u>			
				<u>(11) 高等学校の再編整備に関すること。</u>			

- (9) 市費職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関する事。
- (10) 市費職員の定数配置及び勤務成績の評定に関する事。
- (11) 市費職員の給与（諸手当を含む。）及び旅費に関する事。
- (12) 市費職員の福利厚生及び職員共済組合に関する事。
- (13) 市費職員の安全衛生及び公務災害補償に関する事。
- (14) 会計年度任用職員に関する事。
- (15) 寄附採納に関する事。
- (16) 授業料に関する事。
- (17) 学校の経理に関する事。
- (18) 学校物品の整備に関する事。
- (19) 文書の受発及び保存に関する事。
- (20) その他庶務に関する事。

(学校適正配置推進室の事務分掌)

第10条の2 学校適正配置推進室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園、小学校及び中学校の適正配置に関する事。
- (2) 高等学校の再編整備に関する事。
- (3) 学校園の施設の跡地利用に係る総合調整に関する事。

（教育ICT推進課の事務分掌）

第10条の3 教育ICT推進課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の情報化の総括に関する事。
- (2) 教育委員会の情報化に係る政策の企画及び調整に関する事。
- (3) 教育委員会が活用するネットワークの運用及び関連機器等の維持管理に関する事。
- (4) 教育委員会におけるICT環境の整備に関する事。

- (12) 市費職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関する事。
- (13) 市費職員の定数配置及び勤務成績の評定に関する事。
- (14) 市費職員の給与（諸手当を含む。）及び旅費に関する事。
- (15) 市費職員の福利厚生及び職員共済組合に関する事。
- (16) 市費職員の安全衛生及び公務災害補償に関する事。
- (17) 会計年度任用職員に関する事。
- (18) 寄附採納に関する事。
- (19) 授業料に関する事。
- (20) 学校の経理に関する事。
- (21) 学校物品の整備に関する事。
- (22) 文書の受発及び保存に関する事。
- (23) その他庶務に関する事。

（教育ICT推進課の事務分掌）

第10条の2 教育ICT推進課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の情報化の総括に関する事。
- (2) 教育委員会の情報化に係る政策の企画及び調整に関する事。
- (3) 教育委員会が活用するネットワークの運用及び関連機器等の維持管理に関する事。
- (4) 教育委員会におけるICT環境の整備に関する事。

(5) 学校における I C T 教育の推進に関すること。

(6) その他教育委員会の情報化に関すること。

(教育施設課の事務分掌)

第10条の4 教育施設課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 学校・園その他の教育施設の建築及び営繕に係る計画並びに維持管理に関すること。

(2) 教育財産（物品を除く。）の処分に関すること。

(3) 教育財産の実態調査に関すること。

(4) 教育財産台帳に関すること。

(5) 学校施設関係国庫補助に関すること。

(所属)

第18条 教育機関の所属は、次のとおりとする。

所属	教育機関
学校教育部	倉敷中央学校給食共同調理場
学校教育部指導課	教育センター
倉敷中央学校給食共同調理場	倉敷学校給食共同調理場
	庄学校給食共同調理場
	真備学校給食共同調理場

(5) 学校における I C T 教育の推進に関すること。

(6) その他教育委員会の情報化に関すること。

(教育施設課の事務分掌)

第10条の3 教育施設課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 学校・園その他の教育施設の建築及び営繕に係る計画並びに維持管理に関すること。

(2) 教育財産（物品を除く。）の処分に関すること。

(3) 教育財産の実態調査に関すること。

(4) 教育財産台帳に関すること。

(5) 学校施設関係国庫補助に関すること。

(所属)

第18条 教育機関の所属は、次のとおりとする。

所属	教育機関
学校教育部	倉敷中央学校給食共同調理場
学校教育部指導課	教育センター
倉敷中央学校給食共同調理場	庄学校給食共同調理場
	真備学校給食共同調理場

倉敷市行政組織改正

令和6年2月

令和6年度倉敷市行政組織改正

(1) 市長公室「G7倉敷労働雇用大臣会合推進室」を廃止し、文化産業局に「MICE誘致推進室」を新設

平成28年の教育大臣会合、令和5年の労働雇用大臣会合と、2度のG7関係閣僚会合開催地となった経験を生かし、企業等の会議（**M**eeting）、企業等が行う研修旅行（**I**ncentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（**C**onvention）、展示会・見本市・イベント（**E**xhibition／**E**vent）など、集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称であるMICEの誘致を推進するため、文化産業局に次長級組織の「MICE誘致推進室」を新設する。

(2) 企画財政局 企画財政部 企画経営室「特別定額給付金室」を廃止

住民基本台帳記録者全員を対象とした特別定額給付金に関する業務が終了したため、廃止する。

(3) 真備支所市民課の係を再編

市民の利便性向上と窓口体制の強化のため、真備支所市民課「窓口係」と「税務係」を統合し、「市民税務係」に改称する。

(4) 保健福祉局 社会福祉部 生活福祉課に「医療経理係」を新設

令和6年3月から運用開始予定の医療扶助オンライン資格確認を円滑に実施するとともに、生活保護に関する経理事務の効率化及び健康管理支援の強化のため、社会福祉部生活福祉課内に「医療経理係」を新設する。

(5) 文化産業局 商工労働部「事業継続支援室」を廃止

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の事業継続の支援に関する業務が終了したため、廃止する。

(6) 平成30年7月豪雨災害の被災者・被災事業者支援に関連する部署の見直し

平成30年7月豪雨災害から5年となり、真備地区の被災者・被災事業者支援に一定の目途が立ったことから、次の組織を廃止する。

- ・社会福祉部福祉援護課内に設置した「被災者生活支援室」
- ・健康福祉部健康長寿課内に設置した「被災者見守り支援室」

- ・商工労働部商工課内に設置した「被災中小企業支援室」
- ・農林水産部農林水産課内に設置した「被災農業者支援室」
- ・建築部住宅課内に設置した「被災者住宅支援室」

なお、「被災者見守り支援室」の業務は、重層的支援を担う保健福祉局保健福祉推進課福祉支援連携室が引き継ぐとともに、真備支え合いセンターを倉敷市社会福祉協議会真備事務所内に残すこととし、それ以外の部署の業務についてはそれぞれ設置もとなる課が行うこととする。

（７）建設局「災害復興推進室」を「復興推進室」に変更

真備地区の災害復興事業に一定の目途が立ったことから、建設局災害復興推進室を「復興推進室」に改称及び建設局事業推進課内の課長補佐級組織に改組して、関連業務を行うこととする。

（８）水道局「水道営業課」と「給水課」を統合し、「水道サービス課」を新設

水道局の窓口となる部署を一本化することで、市民サービスの向上と水道事業の効率的な運営を図るため、「水道営業課」と「給水課」を統合し、「水道サービス課」を新設する。併せて同課内に「営業係」を新設するとともに、給水課にあった「給水係」と「工事係」を移管する。

（９）ボートレース事業局に「新施設整備推進室」を新設

レースを中止・中断することなく、来場者の安全を確保しながら、老朽化したボートレース場のスタンド棟等各種施設の大規模な整備を着実に実施するため、ボートレース事業局に課長級組織の「新施設整備推進室」を新設する。

（10）教育委員会に「学校適正配置推進室」を新設

市立幼稚園に加え、小中学校の適正規模・適正配置を進めるとともに、市立高等学校の再編等体制整備に対応するため、教育委員会に課長級組織の「学校適正配置推進室」を新設する。

（11）教育委員会 学校教育部 倉敷中央学校給食共同調理場に「（仮称）倉敷学校給食共同調理場」を新設（令和６年７月から）

令和６年度２学期から、倉敷地区の１２校へ、あらたに共同調理方式での給食提供を開始するため、学校教育部倉敷中央学校給食共同調理場の下部組織として、課長補佐級組織の「（仮称）倉敷学校給食共同調理場」を新設する。